ひとり親家庭高等職業訓練促進等給付金　令和5年度拡充対象講座

下記の資格等に関する講座のうち、教育訓練給付の指定講座で、訓練期間が6か月以上のものが対象となります。
（★印の資格は通常の対象資格のため、教育訓練給付の指定講座でなくとも、1年以上のカリキュラムの場合は対象となります。）
表に記載されていても、申請日現在、各教育訓練として指定を受けている講座がない場合があります。

分野	一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練
輸送・機械運転関係の資格や講座		●大型自動車第一種・第二種免許 ●中型自動車第一種・第二種免許 ●大型特殊自動車免許 ●準中型自動車第一種免許 ●普通自動車第二種免許、けん引免許 ●玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・車両系建設機械運転技能講習 ●移動式クレーン運転士免許 ●クレーン・デリック運転士免許	
情報関係の資格や講座	●Webクリエイター能力認定試験 ●Microsoft　Office　Specialist2010、2013、2016 ●CAD利用技術者試験、●建築CAD検定 ●Photoshopクリエイター能力認定試験 ●Illustratorクリエイター能力認定試験 ●VBAエキスパート ●Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格	●Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格	●シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格 ●第四次産業革命スキル習得講座［新技術・システム（クラウド、IoT、AI、データサイエンス）、高度技術（ネットワーク、セキュリティ）など］
専門的サービス関係の資格や講座		●社会保険労務士、●税理士、●行政書士 ●司法書士、●弁理士、●通関士 ●ファイナンシャルプランニング技能検定	●キャリアコンサルタント
事務関係の資格や講座		●介護職員初任者研修 ●介護支援専門員実務研修等 ●特定行為研修、●喀痰吸引等研修 ●福祉用具専門相談員、●登録販売者試験	
医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座			★看護師、★准看護師、★助産師、★保健師 ★介護福祉士、●介護福祉士実務者養成研修 ★美容師、★理容師、★保育士、★栄養士 ★歯科衛生士、●歯科技工士、★社会福祉士 ★柔道整復師、●精神保健福祉士、★はり師 ★あん摩マッサージ指圧師、●臨床工学技士 ★言語聴覚士、★理学療法士、★作業療法士 ●視能訓練士
営業・販売関係の資格や講座		●宅地建物取引士資格試験	★調理師
製造関係の資格や講座			★製菓衛生師
技術・農業関係の資格や講座		●自動車整備士、●電気主任技術者試験	●測量士補
その他、大学・専門学校等の講座			●職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など） ●専門職学位課程（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など） ●職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）